

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01414

研究課題名（和文）信託と後見の連携における法的問題の研究—両制度の協働のあり方を求めて—

研究課題名（英文）Research on the Legal Problems Concerning Combined Use of Trusts and Guardianship

研究代表者

木村 仁（KIMURA, HITOSHI）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298980

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本人の意思に基づく財産管理および財産承継を実現する手段として民事信託を設定し、そして本人の身上保護のために後見制度を併用する場合が増加しているが、本研究は、その際に解明すべき法的諸問題に対して、比較法的見地および実務上の観点にも留意しつつ、一定の解釈指針を提示するものである。具体的には後見人が信託に係る権利を代理行使できる範囲の特定、受託者たる金融機関が子会社と協同で本人を見守る可能性、民事信託設定における専門家の関与のあり方、後見人が信託の諸機関（信託監督人等）を併任することの可否などにつき検討を行った。研究成果は、論文4編およびシンポジウム報告1件において公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

超高齢化社会において財産管理承継および身上保護の仕組みが安定的に運用されることは喫緊の課題であるが、民事信託と後見が併用される場合において生ずる法的諸問題についてこれまで総合的な研究が不十分であったと思われるところ、本研究は、比較法的見地および実務上のガイドラインも考慮しつつ、重要な法的諸問題に対して一定の解釈の方向性を示すものである。したがって、高齢者の適切かつ安定的な財産管理承継および身上監護が実現されるために、本研究が果たす学術的意義や社会的意義は大きいといえる。

研究成果の概要（英文）：As a means to achieve property management succession based on the individual's will, the trusts is being established, and there is an increasing number of cases where this is combined with the guardianship for the individual's personal protection. This research aims to present certain interpretive guidelines for the legal issues that need to be clarified in such cases, while also considering comparative legal perspectives and practical viewpoints. Specifically, it examines the extent to which a guardian can exercise rights related to a trust as a proxy, the possibility of financial institutions acting as trustees monitoring the individual in collaboration with their subsidiaries, the involvement of experts in setting up civil trusts, and the feasibility of a guardian concurrently serving in various trust-related roles (such as a trust supervisor). The research results have been published in four papers and one symposium report.

研究分野：英米法、信託法

キーワード：信託 後見 英米法

1. 研究開始当初の背景

高齢化が加速度的に進行する中で、判断能力が減衰した者のために、柔軟性を備えつつも安全な財産管理および円滑な財産承継制度を確立することは、極めて重要である。家族を当事者とする信託の利用が増加しているが、信託はあくまでも財産管理および承継のための制度であり、身上監護のためには後見制度の利用が不可欠である。従来から、判断能力が減衰した高齢者の身上監護に適切に配慮しつつ、個別的ニーズに応じた柔軟かつ長期的な財産管理・承継を実現する手段として、信託制度と後見制度の連携・併用が提唱されてきた(新井誠「信託制度と成年後見制度の融合」新井誠=大垣尚司編著『民事信託の理論と実務』(2017年)71~153頁等)。すなわち、後見人は主として身上監護事項に関する指図権を行使し、信託の受託者は、委託者(兼第一受益者)の生前はその者のために財産の管理および運用を行い、委託者の死後は、第二受益者(または残余財産受益者)に財産を承継させることを内容とするものであり、個別ニーズに応じた柔軟性をもちつつ安全な財産管理および円滑な財産承継制度の構築にとって極めて有用なスキームであると思われる。

しかしながら、実際には信託制度と後見制度が併用はさほど進展していない。その要因として、信託と後見を併用できるだけの資産を有する当事者が限られることも考えられるが、両制度を併用した場合における法的問題点が未解明のままであり、安定的な協働の仕組みを提示できていないことにも起因していると思われる。特に、成年後見人または任意後見人が、委託者または受益者としての権限(とりわけ信託の終了・変更に係る権限)をいかなる範囲で代理行使することができるのか、その際に意思決定支援という観点からどのような点に留意すべきか、そして、成年後見人または任意後見人が、受託者、信託監督人または受益者代理人を兼任することができるのか、といった問題を検討することは、両制度の協働的かつ安定的な運用にとって喫緊の課題である。

2. 研究の目的

信託と後見制度を併用した場合において生ずる法的問題点を検討することが本研究の目的である。具体的には、次のような諸問題である。成年後見人または任意後見人が、委託者または受益者の信託に係る権限(とりわけ信託の終了・変更に係る権限)をいかなる範囲で代理行使することができるのか、本人の意思決定支援という観点から、後見人が信託上の権利を代理行使する際にいかなる点を考慮すべきか、第2受益者(残余財産受益者)が存在する場合に、この者による受益権行使と委託者の後見人による権限行使の競合をいかに調整するか、受託者に対する実効的なモニタリングを確保するという点から、成年後見人または任意後見人が、いかなる場合に受託者、信託監督人または受益者代理人を兼任することを認めるべきか、そして弁護士などの専門家は、いかなる点に留意して、財産管理を主たる目的とする民事信託の設定に関与すべきか、という問題である。本研究は、以上の法的諸問題を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

およびの論点については、アメリカ法を比較法の対象として示唆を得る。アメリカでは、委託者が信託の撤回権を留保する撤回可能信託(revocable trust)に関して、委託者が能力を喪失した後に、後見人が信託の撤回権を代理行使することの可否、また、委託者の後

見人と第二受益者の双方に、信託の監督に係る権限行使を認めることの可否、さらに受託者と後見人の兼任の可否につき、州制定法・判例・学説において豊富な議論の蓄積がある。これらの論点に関するアメリカ法を検討することにより、委託者または受益者の後見人による信託の終了・変更の代理行使の可否につき、有益な示唆を得ることができる。

また、論点 については、後見制度の運用に精通している弁護士、司法書士、福祉関係者その他の専門家の意見を聞いたうえで、信託上の権利に関する代理行使支援のあり方を探る。

論点 は、受託者に対する監督の実効性および関連する諸規定との整合性を勘案し、考察を加える。

そして論点 については、2022年に日本弁護士連合会が公表した「民事信託業務に関するガイドライン」を参考に、民事信託の設定および存続中における専門家の関与のあり方を検討する。

4. 研究成果

(1) アメリカにおいては、財産承継プランに係る権利を、財産管理後見人が代理行使するためには、事前に裁判所の承認を要するが、その判断にあたっては、受託者に管理処分を委ねた委託者の意思を尊重しつつ、信託の目的、受託者の裁量権の範囲および委託者の財産状況に照らして、信託の撤回・変更が、委託者たる本人の必要性または最善の利益に適合するか否かが基準とされていることが明らかとなった。

日本における後見人による被後見人の意思尊重義務および身上配慮義務の判断にあたり、アメリカ法の基準を参考に、信託の目的、受託者の性質、受託者の裁量権の範囲、委託者の財産状況および帰属権利者等を勘案して、委託者たる本人にとっての必要性または利益に適合することが明らかである場合に限り、後見人による委託者の権利の代理行使することが認められると解すべきとの結論に至った。

また、我が国の遺言代用信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、委託者生存中は、受益者は受益権を行使することはできないとされている一方、委託者の受託者に対する監督上の権利が強化されているが、委託者が能力を喪失した場合における受託者に対する実効的な監督体制の在り方が問題となる。アメリカの撤回可能信託をめぐる議論においては、受託者の義務の履行の確保という点において委託者と受益者の利益が一致するのであるから、受益者の権利行使を認めることの重要性を指摘する有力な見解があることを紹介した。我が国にとっても傾聴に値する指摘であると思われる。

以上の研究成果は、下記5で示す論文 および において公表し、学会発表 において報告した。

(2) 移行型の任意後見契約における任意後見受任者の不正防止策として、任意後見制度支援信託の仕組みを修正して活用するスキームを検討した。すなわち、任意後見制度支援信託の信託行為において、委託者兼受益者たる本人の事理弁識能力が失われたと判断する基準を定めておき、その基準に従って本人が能力を喪失したと判断されたときは、受託者が本人またはその代理人に対して、一定の財産を追加の信託財産として引渡請求できる旨を定めておくことを提案する。これにより、受託者が本人の能力状態を見守るインセンテ

イブが与えられることになる。法人受託者にとっては、本人の見守り義務を負うことは実際上困難であるとの批判が考えられるが、地域資源や後見業務を担う子会社との連携により、一定の限定した範囲内での見守りを求めることは可能といえるであろう。

以上の研究成果は、下記5で示す論文 において公表した。

(3) 任意後見人が、受託者、受益者代理人または信託監督人を兼任することは、受託者に対する監督の実効性の確保や利益相反の可能性の観点から検討した結果、原則として許容されるとの結論に達した。ただし、受託者と経済的利害関係が一致する者が受益者代理人に選任されることは、受託者に対する実効性の確保という点からは許されない。また、民事信託の担い手として専門職受託者を拡充するために、信託業法を改正することも検討する余地があるといえる。

以上の研究成果は、下記5で示す論文 において公表した。

(4) 民事信託に関与する専門家、とりわけ弁護士などの法律専門家は、信託設定時に、委託者の意思能力があること、信託設定意思があること、信託行為の定めが公序良俗・強行規定に反しないことを確認しなければならず、また、監督体制構築を助言することが望ましい。さらに、信託存続中において法律専門家は、受託者の円滑な信託事務処理を支援し、委託者または受益者が、信託の変更権または終了権を行使する際には、その意思決定を支援することが求められるというべきである。

以上の研究成果は、下記5で示す論文 において公表した。

(5) 遺留分を侵害する信託については、委託者の信託による財産処分の自由を尊重しつつ、遺留分権利者の利益を保護する着地点を探るために、アメリカのルイジアナ州法を検討した。その結果、受益権説を採用しつつ、裁判所に、遺留分の侵害を除去する内容に信託を変更する権限を付与するという解決の可能性を提示した。

以上の研究成果は、下記5で示す学会発表 において報告した。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文] 計4件

<p>木村仁「信託の委託者の権利と後見人による代理行使について - アメリカの撤回可能信託を中心に - 」 https://kwansei.repo.nii.ac.jp/records/28087</p>	<p>法と政治 70 巻 1 号 35 頁 ～ 68 頁 (2019 年)</p>	<p>査読無</p>
<p>木村仁「アメリカにおける撤回可能信託に関する一考察 - 委託者の能力喪失と受益者による権利行使をめぐる議論を中心に - 」</p>	<p>木南敦・佐久間毅編著『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』(トラス ト未来フォーラム、2019 年) 所収 93 頁～121 頁</p>	<p>査読無</p>

木村仁「任意後見と信託の連携・協働」	市民と法 129 号 3 頁～13 頁（2021 年）	査読無
木村仁「民事信託の利用と課題 - 専門家による支援のあり方 - 」	年金と経済 42 巻 1 号 17 頁～25 頁（2023 年）	査読無

[学会発表]計 2 件（うち国際学会 1 件）

木村仁「遺言代用信託の利用と課題 - アメリカの撤回可能信託を中心に - 」	第 44 回信託法学会（2019 年）	
Masayuki Tamaruya and Hitoshi Kimura, Boundaries of Japanese Trust Law: Family Trusts and Crypto Assets.	Asia-Pacific Trust Law Symposium 2023	国際学会

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 木村仁	4. 巻 42巻1号
2. 論文標題 民事信託の利用と課題－専門家による支援のあり方－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 17頁～25頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 木村仁	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 アメリカにおける信託のデカント－2015年統一信託デカント法を中心に－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 23頁～67頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 木村仁	4. 巻 129
2. 論文標題 任意後見と信託の連携・協働	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 3頁～13頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 木村仁	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 信託の委託者の権利と後見人による代理行使について－アメリカの撤回可能信託を中心に－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 35頁～68頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 84
2. 論文標題 アメリカにおける撤回可能信託に関する一考察－委託者の能力喪失と受益者による権利行使をめぐる議論を中心に－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 木南敦・佐久間毅編著『資産の権利・運用・承継と信託に関する研究』（トラスト未来フォーラム）所収	6. 最初と最後の頁 93頁～121頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 44
2. 論文標題 遺言代用信託の利用と課題：アメリカの撤回可能信託を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信託法研究	6. 最初と最後の頁 73頁～83頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 木村仁
2. 発表標題 遺言代用信託の利用と課題－アメリカの撤回可能信託を中心に－
3. 学会等名 第44回信託法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hitoshi Kimura and Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Boundaries of Japanese Trust Law: Family Trusts and Crypto Assets
3. 学会等名 Asia-Pacific Trust Law Symposium 2023（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------